

枝幸町コミュニティバス運行管理規則

(目的)

第1条 この規則は、町民の日常生活に必要な交通手段を確保し、もって住民福祉の向上に資するため、枝幸町が運行するコミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、コミュニティバスとは、地域住民の移動手段を確保するために枝幸町が管理及び運行するバスをいう。

(運行及び運休日)

第3条 コミュニティバスの運行路線及び運行時刻は、別に定める運行計画書によるものとする。

2 コミュニティバスの運休日は、12月30日から翌年の1月4日までとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(運賃)

第4条 コミュニティバスの運賃は、無償とする。

(運行管理)

第5条 コミュニティバスの運行管理は、町長が行う。

2 町長は、コミュニティバスの運行に関する業務の全部又は一部を委託することができる。

(運行の制限等)

第6条 町長は、災害その他特別の事由によりコミュニティバスの運行上支障があると認めるときは、運行を変更し、又は中止することができる。

(運転日報)

第7条 運転者は、運行開始前に必ず始業点検を行い、整備の万全を期するとともに、コミュニティバス運転日報（様式第1号）の記録をしなければならない。

(運転者の服務)

第8条 運転者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他交通関係法令を遵守し、常に安全運転を心掛けなければならない。

2 運転者は、運行中に危険を感じ、又は運行計画の遂行が困難と判断したときは、速やかに臨機の措置をとるとともに直ちに町長に報告しなければならない。

(利用する者の遵守事項)

第9条 コミュニティバスを利用する者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 車内を清潔に保持すること。

(2) 車内の設備及び車体を損傷しないこと。

(3) 運行中に高音を発し、車内で騒がないこと。

(4) 安全走行上、運転中、運転者にみだりに話しかけないこと。

(5) 運転者に協力し、指示に従うこと。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。